

発行
栃木警察署
壬生交番

TEL 0282-82-0105

壬生交番だより

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

令和 8 年 9 月 21 日（月）から 9 月 30 日（水）までの 10 日間

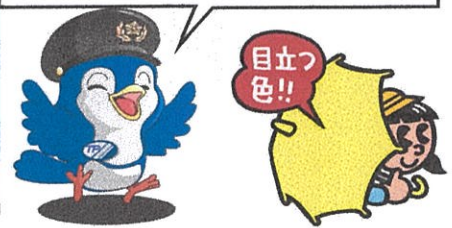
【運動の重点】

① 歩行者

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進



歩行者や自転車の方も夜間外出するときは反射材をつけましょう



② 自動車

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶



※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。また、歩行者が対向してくるときもロービームに切り替えましょう。

③ 自転車

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って
安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう（努力義務）。

「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全な利用をしましょう。

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守るとは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudouro.html>



問い合わせ先

全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
 (2026年)
 改正道路交通法施行令施行

60 km/h
 ↓
 30 km/h

警察庁・都道府県警察

栃木県警察防犯アプリ

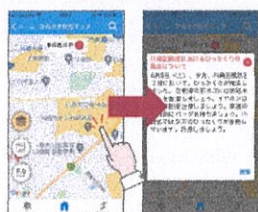
「とちぎポリス」

防犯アプリの機能について

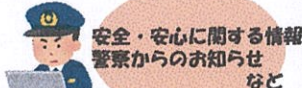
○ 犯罪発生・特殊詐欺・不審者・交通事故情報等の提供

○ 痴漢撃退（防犯ブザー）機能

事件・不審者・詐欺情報



警察署・交番情報

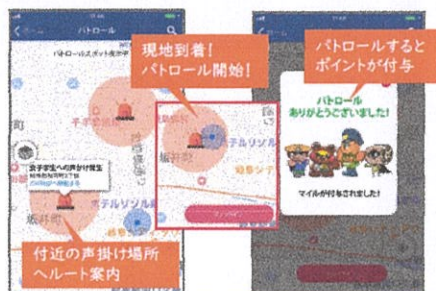


安全・安心に関する情報
 警察からのお知らせ
 など



ルリちゃん安全メールとの連携により、配信情報を即座に地図に落とすことも可能

○ 防犯パトロール促進機能



半数以上の
 都道府県警が導入又は
 導入を検討中！

防犯ブザー



グループ登録を
 しておけば発報
 時に指定者に通
 知も可能

防犯ブザー



+位置情報



○ その他の機能

- ・ ホームページ、Youtube、SNSとの連携
 警察官募集、警察からのお知らせ等のリンクを張り付けることが可能
- ・ 現在地送信機能
 子供が塾に着いたときなどに現在地を送信して安全を知らせることが可能
- ・ アンケート機能
 利用者に配信側が作成したアンケートを送り、回答を求めることが可能

※下のQRコードでダウンロードできますが通信費はかかります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。